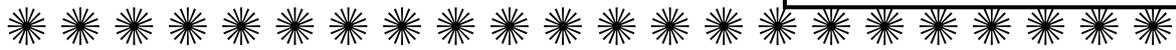
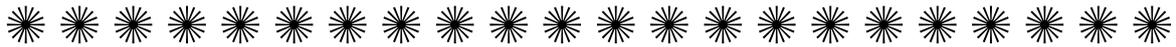


令和6年度版



# 山元町放課後児童クラブ 入会案内



令和6年4月1日から利用開始を希望する方

【申込期間】令和5年11月16日(木)～11月30日(木)

【申込先】山元町子育て定住推進課

※郵送での受付は行いません。



＜申込手続き等のお問い合わせ＞

山元町子育て定住推進課

(TEL 0223-36-9835)

## 1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）は、主に放課後の時間帯に、就労などの理由により保護者が家庭にいない児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。

## 2 対象児童の要件について

町内の小学校に在籍する1年生～6年生の児童で、「**主に放課後の時間帯に、就労などの理由により保護者が家庭にいないこと(※)**」が、対象児童の要件になります。

なお、保護者には、父、母のほか、70歳未満の同居している親族を含みます。

(70歳以上の同居している親族や病气療養中の方などは除きます。)

### (※)主に放課後の時間帯に、就労などの理由により保護者が家庭にいない具体例

具体例	利用可能期間
就労している場合 ※保護者が概ね午後3時を超える時間まで勤務していること（通勤時間含む）	利用開始日から就労の終了日まで
疾病・負傷の状態にある場合	利用開始日から診断書に記載のある期間
親族等の介護の場合	利用開始日から診断書に記載のある期間
産前産後期間中の場合	産前2か月から産後2か月を迎えた日の属する月の月末まで
大学等に在籍中の場合	利用開始日から大学等に在籍されている期間

保護者の方の仕事が休みの日や、放課後前に仕事が終わる日などは、児童クラブの利用はできません。

### 3 町内の児童クラブについて

児童クラブ名	所在地	電話番号	対象学校及び学年	定員
山下小学校児童クラブ	山寺字樋前 12 番地 (山下小学校内)	37-6388	山下小児童 1 年生～6 年生	各 40 名 程度
山下第一小学校児童クラブ	大平字握 6 番地 (山下第一小学校内)	35-7202	山一小児童 1 年生～6 年生	
山下第二小学校児童クラブ	つばめの杜一丁目 2 番地 (こどもセンター内)	36-7261	山二小児童 1 年生～6 年生	
坂元小学校児童クラブ	坂元字館下 159 番地 1 (坂元小学校内)	38-2505	坂元小児童 1 年生～6 年生	

#### 開館日・利用時間

- 平日(月曜日～金曜日) 学校下校後～午後 6 時 30 分
- 夏休みなどの長期休業期間や振替休日等 原則 午前 8 時 00 分～午後 6 時 30 分
- 土曜日 原則 午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分
- ※土曜日は、山下第二小学校児童クラブにて町内児童クラブ合同で、活動を行います。(山下第二小学校児童クラブへ直接登館してください。)

#### 閉館日

- 原則 日曜日、祝日、お盆(8 月 13 日～16 日)、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

#### 利用料

- 児童 1 人あたり 月額 3,000 円

##### 【学校休業期間のみ利用の場合】

春季休業(学年始)	750 円
夏季休業	3,000 円
秋季休業	250 円
冬季休業	1,000 円
春季休業(学年末)	750 円

※春季休業について、学年始と学年末それぞれの利用料となります。

※学校休業期間のみの利用を申込した場合、実際に希望期間の利用がなかった場合でも利用料がかかります。

※利用料の支払方法は、原則、口座振替になります。納付書での支払いの場合は、利用月の月末までに納めてください。

※別途おやつ代がかかります。→次ページその他へ

## 児童クラブでの生活

---

- 学校下校後、子どもたちは「ただいま〜！」と児童クラブに登館し、専任の支援員が「おかえり♪」とお迎えして、児童クラブの生活が始まります。
- 子どもたちは登館後、児童クラブ室内で自由遊びや創作活動、読書などを行います。また、天気の良い日は外遊びを行います。
- 毎日、日替わりのおやつタイムがあります。
- 毎月、お誕生日会を開催するほか、季節に合わせた行事も行います。

## 児童クラブへの送迎

---

- 自宅～児童クラブ間の送迎は、各家庭の責任のもとで行ってください。保護者の送迎を原則とします。
- ご家庭の判断・責任により、児童のみで登館及び降館することも可能ですが、各小学校の下校時刻以降の降館については、必ず保護者が児童クラブに迎えに来てください。

## その他

---

- 毎月、おやつ代をお預かりします。(児童1人あたり 月額2,000円)  
おやつ代の使途は、活動中の補食として提供するおやつの購入費のほか、創作活動などの教材や季節行事等の費用になります。月はじめに集金袋を配布しますので、各児童クラブに納めてください。
- 学校休業期間中のおやつ代については、日割りとなります。
- 夏休み等の学校休業期間や振替休日における一日保育のときは、お弁当と飲み物を持参してください。

#### 4 利用上の注意事項

- (1) 児童クラブは、保護者が就労などにより児童の保育ができない場合に、その代わりに保育を行う事業です。仕事がお休みの場合など保護者が家庭にいるときは、児童クラブの利用を控えて、家庭での保育をお願いします。
- (2) 緊急連絡先や勤務先などについて、申し込み時の内容から変更があった場合は、速やかに「児童クラブ登録事項変更届」を提出してください。
- (3) 児童クラブを欠席する場合は、事前に児童クラブに連絡してください。やむを得ない理由により1カ月以上利用しない場合は、欠席する月の前月末までに児童クラブ、もしくは山元町子育て定住推進課へご相談ください。また、通常とは異なる時間に登館または降館する場合や、通常とは異なる手段・方法により登館または降館する場合も事前に連絡してください。
- (4) 土曜日を利用できるのは、保護者が就労などにより、土曜日が休日でない方に限ります。
- (5) 入会后、年度途中で退会する場合は、「児童クラブ退会届」を提出してください。また、対象児童の要件を満たさなくなった場合は退会となりますので、同様に「児童クラブ退会届」を提出してください。
- (6) 入会后、利用料を滞納した場合や長期にわたって児童クラブを利用しない場合は、利用を停止または利用の承認を取り消す場合があります。
- (7) 児童クラブは集団生活が基本になります。集団生活や児童クラブの管理運営に支障が生じると認められる場合は、利用できません。
- (8) インフルエンザや感染性胃腸炎等の流行により学級閉鎖または学校閉鎖となった場合は、本人に症状が見られなくても、該当する学級・学年の児童は利用できません。
- (9) 気候に関する避難情報で「警戒レベル4」となった場合や震度5以上の地震が発生した場合は、原則、閉館とします。
- (10) 緊急時、保護者の皆様に迅速に必要な情報を提供するため、一斉メールによる情報配信を行っておりますので、登録のご協力をお願いします。
- (11) 児童クラブからの連絡事項については連絡帳を用いるほか、各児童クラブが発行するおたよりや一斉メールでお知らせします。
- (12) 活動中の事故に備え、町では児童安全共済(保険)に加入しますが、事故の状況によっては共済の対象外になる場合がありますので、ご了承ください。
- (13) 活動中のケガ及び発熱等の際には応急処置を行い、その後、保護者に連絡をしますので、お迎えをお願いします。ケガの程度によっては、救急(119番)対応を行う場合があります。なお、児童クラブでは、原則、解熱剤等の薬の投与は行いません。
- (14) 児童クラブは遊びを中心とした生活の場です。宿題など自主学習の取り組みについては、児童クラブで声かけは行いますが、基本的には児童の自主性にお任せします。
- (15) 携帯用ゲーム機など、学校へ持ち込むことが禁止されている物品類は、児童クラブへも持ち込み禁止です。

## 5 入会申し込みについて

### 申込方法

次の①～⑤のうち、必要な書類を揃えて提出してください。

①児童クラブ入会申込書【全員共通】

- ・児童1人に対し、1部の提出が必要になります。

②児童状況調査表【全員共通】

- ・児童1人に対し、1部の提出が必要になります。

③就労証明書【保護者（70歳未満の同居している親族）が就業している場合】

※就労証明書が新しい様式に変更となりました。

- ・父、母、および同居親族それぞれの就労証明書を提出してください。
- ・入会申し込みをする児童1人に対し、1部の提出が必要になりますが、兄弟姉妹で申し込む場合は、2人目以降の就労証明書は原本のコピーを提出してください。
- ・令和6年度保育所入所申込を同時期に行う場合、児童クラブの就労証明書は原本のコピーを提出してください。

④申立書

- ・就労以外の理由により入会申し込みを行う場合は、提出してください。  
就学、家族・親族等の介護や看病、疾病等による入院・自宅療養、求職活動、妊娠・出産 など
- ・必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

### 申込書類の配布場所及び配布時間

次の①～②において申込書類を配布します。また、申込書類は、町のホームページからも取得可能です。

① 山元町子育て定住推進課子育て定住推進班（山元町役場庁舎 1階）

- ・配布時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

② 町内の各児童クラブ

- ・配布時間 平日 午後1時30分～午後6時30分

※上記に加え、山下第二小学校児童クラブのみ土曜日も配布します。

（配布時間：午前8時00分～午後6時00分）

## 申込先及び申込期間

---

○申込先 山元町子育て定住推進課 (TEL 36-9835)

○申込期間 令和5年11月16日(木)～11月30日(木)  
午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

※令和6年4月1日より利用を希望する方は、原則として上記受付期間内にお申込みください。

## 入会審査～結果通知

---

○入会申込後、面談を実施し、その後入会審査を行い結果を通知します。

○入会申込者が多数いる場合は、児童クラブの必要度が高い低学年を優先するなど利用調整を行います。申込状況によっては入会できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 その他

○前年度より継続して利用される方であっても、毎年度申込手続きが必要です。

○令和6年5月以降利用の入会申込については、利用を開始したい月の前月1日までに申込書を提出してください。

○児童クラブ入会申込書等の個人情報については、児童クラブに関する事務以外の目的には使用しません。

○各児童クラブにおいて保護者会を設立しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○「山元町ファミリー・サポート・センター」では、児童の預かりのほか、急用によりお迎えが間に合わないときなどの送迎も対応しますので、会員登録をお勧めします。

※「山元町ファミリー・サポート・センター」については裏面へ

## ＜山元町ファミリー・サポート・センター事業＞

ファミリー・サポート・センターは、子育てをおねがいしたい人（おねがい会員）と、子育てを手伝いたい人（まかせて会員）をつなぎ、地域で助け合いながら子育てをするための組織です。

### ＜会 員＞

- ・おねがい会員 町内在住で、生後6ヶ月～小学校6年生までの児童の保護者
- ・まかせて会員 町内にお住まいで、必要な講習を受講した20歳以上の方
- ・どっちも会員 「おねがい会員」と「まかせて会員」の両方に登録した方

### ＜利用時間＞

- ・原則として、利用時間は午前7時00分～午後7時00分です。
- ・会員同士の合意があればこれ以外の時間でも利用できます。
- ・ただし、宿泊を伴う預かりや病中・病後児の預かりは行いません。

### ＜利用料金＞

- ・月曜日～金曜日（平日のみ）午前7時00分～午後7時00分 1時間700円
- ・上記以外 1時間800円
- ・送迎を伴う場合は、1回につき200円が上乗せになります。
- ・兄弟姉妹の複数のお子さんを預ける場合は、2人目から半額になります。

### ＜会員登録＞

ファミリー・サポート・センターを利用するためには、事前に会員登録が必要となりますので、利用を希望する方は下記事務局にて手続きをお願いします。

### ＜ファミリー・サポート・センター事務局＞

【開設時間】 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）  
午前9時00分～午後5時00分  
（昼休憩時間 正午12時00分～午後1時00分）

【所在地】 こどもセンター内 〒989-2208 山元町つばめの杜一丁目2番地

【問い合わせ先】 山元町ファミリー・サポート・センター事務局 (TEL 36-9877)

